

条例14条利用における多面的施設使用に伴う6条利用者との併用による減額表

区 分		基本料金	使用方法による減額		
			第一分類	第二分類	第三分類
入場料を徴収しない場合	営利を目的にしない場合	30,000円	0円	8,000円 但し時間外を利用し当該時間を補填した場合は0円	15,000円 但し時間外を利用し当該時間を補填した場合は0円
	営利を目的とする場合	100,000円	0円	25,000円 但し時間外を利用し当該時間を補填した場合は0円	50,000円 但し時間外を利用し当該時間を補填した場合は0円
入場料を徴収する場合	営利を目的にしない場合	50,000円	0円	13,000円 但し時間外を利用し当該時間を補填した場合は0円	25,000円 但し時間外を利用し当該時間を補填した場合は0円
	営利を目的とする場合	100,000円	0円	25,000円 但し時間外を利用し当該時間を補填した場合は0円	50,000円 但し時間外を利用し当該時間を補填した場合は0円
時間外の活用	営利を目的とする場合に適用され、営利を目的にしない場合は時間外活用は行わない。時間外料金 20,000円 （時間単位とし、30分未満は切り捨て）とする。但し、第2分類・第3分類の補填した時間は時間外料金は適用しない。				

(注意) 第3分類の減額は、農道空港条例（料金表）の但し書き「4時間以下の利用は半額とする」を適用させている。よって、減額の最大は半額である。